

子供が産まれたとき ～出産育児一時金制度～

正常な妊娠・出産にかかる費用は健康保険の対象外です。
3割負担での受診はできません。



鶺鴒さん



ルーシー

しかし「**出産育児一時金**」
直接支払制度の手続きをすれば、
出産費用が補助され、
病院では補助される額を超えた
分のみの費用負担で済みます。

「**出産育児一時金**」は
病院で手続きができます。
病院で直接支払制度の利用を
申し出る書類に署名をして
ください。

鶺鴒さん



ルーシー



子供が 産まれたとき



【対象者】 妊娠85日以降に
出産した加入者。
(死産含む)

【手続き先】 病院
(差額を受け取る場合は加入している協会
けんぽの支部に申請してください)

【手続き方法】 病院で利用を申し出る書類に署名
する

【支給金額】 42万円／1児につき
(産科医療補償制度*に加入していない病院の場
合は40.4万円)

※分娩に関連して重度脳性麻痺となった赤ちゃん
と家族の経済的負担を補償する制度

【振り込み先】 病院
(ただし出産費用が42万円未満だった場合は残
りのお金は加入者本人に支払われます。
後日協会けんぽから手続きのための書類を加入者
本人へ郵送します)